□不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	上下水道局 お客さまセンター 給水装置係
不利益処分名	指定給水装置工事事業者の指定の停止
根拠法令	徳島市上下水道局指定給水装置工事事業者規程
根拠条項	第9条
連絡先	(電話 623-3991)
基 処分基準	(指定の停止) 第9条 管理者は、指定工事業者が前条各号のいずれかに該当する場合に おいて、当該指定工事業者にやむを得ないと認める事情があるときは、 指定の取消しに替えて、別に定めるところにより指定の効力を停止する ことができる。
参 考 事 項	
設定等年月日	平成2年12月1日設定(令和 年 月 日最終変更)